

議案第59号

葛飾区公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年9月7日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

混浴制限年齢を10歳以上から7歳以上に引き下げるほか、所要の改正をする必要があるため、本案を提出いたします。

葛飾区公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例の一部を改正する条例

葛飾区公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例（平成24年葛飾区条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第8号中「換水する」を「換水して浴槽を清掃する」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、葛飾区規則（以下「規則」という。）で定める場合には、1週間に1回以上換水して浴槽を清掃すること。

第3条第1項第9号中「温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定する温泉を貯留する貯湯槽（以下「貯湯槽」という。）」を「貯湯槽」に改め、同号ア中「葛飾区規則（以下「規則」という。）」を「規則」に改め、同号イ中「行う」を「行い、ぬめり等の汚れを除去する」に改め、同項第10号エ中「塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒とを併用し」を「規則で定めるところにより、消毒を行い」に改め、同項中第40号を第41号とし、第35号から第39号までを1号ずつ繰り下げ、第34号に次のように加える。

キ 気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備を設ける場合には、点検、清掃及び排水を行える構造であること。

第3条第1項中第34号を第35号とし、第15号から第33号までを1号ずつ繰り下げ、同項

第14号中「10歳」を「7歳」に改め、同号を同項第15号とし、同項第13号中「手拭い」を「タオル」に改め、同号ただし書中「もの」の次に「（かみそりを除く。）」を加え、同号を同項第14号とし、同項中第12号を第13号とし、同項第11号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第12号とし、同項第10号の次に次の1号を加える。

(11) 調節槽を使用するときは、調節槽内部の汚れ等の状況について随時点検し、規則で定めるところにより、定期的に清掃及び消毒を行い、ぬめり等の汚れを除去すること。

第3条第2項中「第15号」を「第16号」に、「第16号まで、第18号、第20号、第24号、第27号、第29号、第31号及び第33号から第40号まで」を「第17号まで、第19号、第21号、第25号、第28号、第30号、第32号及び第34号から第41号まで」に改め、同項第2号ク中「前項第32号」を「前項第33号」に改める。

第4条中「同条第1項第19号、第26号、第28号及び第30号」を「同条第1項第20号、第27号、第29号及び第31号」に、「同条第1項第18号」を「同条第1項第19号」に改める。

付則第2項中「第3条第1項第34号」を「第3条第1項第35号」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条第1項の規定により、公衆浴場の経営の許可を受けている営業施設及び現に当該許可の申請がされている施設については、改正後の第3条第1項第35号キの規定は適用しない。ただし、この条例の施行の日以後に、営業施設を増築し、若しくは改築し、又は大規模な修繕をする場合は、この限りでない。